民主党衆議院近畿ブロック比例区第３総支部
兵庫県明石市鍛治屋町三―一八　二四、一二、一一
民主党長崎県第２総支部
長崎県諫早市多良見町囲四五二―三　二四、一二、一一
支部の主たる活動区域
民主党山梨県第１総支部
衆議院山梨県第１区　二四、一二、一一
民主党東京都第15総支部
衆議院東京都第15区　二四、一二、一一
民主党大阪府第８総支部
衆議院大阪府第８区選挙区　二四、一二、一一
民主党長崎県第２総支部
衆議院長崎県第２区選挙区　二四、一二、一一
異動事項
新　兵庫県神戸市中央区港島中町六―二―一　二四、一二、一一
旧　長崎県長崎市樺島町六―一六　二四、一二、一一
届出年月日　二五、一、七
支部の数　五七〇　五八〇
（解散した支部の名称）
民主党衆議院北海道ブロック比例区第２総支部
民主党山形県第３区総支部
民主党茨城県第３区総支部
民主党衆議院北関東ブロック比例区第２総支部
民主党衆議院北関東ブロック比例区第３総支部
民主党神奈川県第15区総支部
民主党神奈川県参議院選挙区第５総支部
民主党岐阜県第２区総支部
民主党岐阜県第４区総支部
民主党衆議院東海ブロック比例区第３総支部
異動事項
新　三重県四日市市赤堀二―六―二〇　二五、一、七
旧　三重県鈴鹿市神戸七―一―五　二五、一、七
届出年月日　二五、一、九
支部の主たる事務所の所在地
民主党三重県第２区総支部
三重県鈴鹿市神戸七―一―五　二五、一、七
民主党大阪府第10総支部
大阪府高槻市上田辺町六―二〇　二五、一、七
民主党大阪府第14総支部
大阪府大阪市中央区内本町一―二―八　二五、一、七
民主党兵庫県第９区総支部
兵庫県明石市相生町二―六―五　二五、一、七
民主党衆議院近畿ブロック比例区第３総支部
兵庫県神戸市中央区港島中町六―一四　二五、一、七
民主党島根県第１区総支部
島根県松江市大正町四四六―二三　二五、一、七
異動事項
新　島根県松江市西嫁島一―四―一九　二五、一、七
旧　島根県松江市大正町四四六―二三　二五、一、七
届出年月日　二五、一、九
支部の数　五六九　五七〇
（解散した支部の名称）
民主党熊本県第３総支部

○総務省告示第百四十三号

無線局免許手続規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十五号）別表第二号第２から第４まで及び第６並びに別表第二号の三第１及び第３の規定に基づき、平成十六年総務省告示第八百六十号（無線局免許申請書等に添付する無線局事項書の無線局の目的コードの欄及び通信事項コードの欄に記載するためのコード表を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十五年三月二十八日

総務大臣　新藤　義孝

別表第一号　無線局の目的コード表を次のように改める。

1　無線局の目的コード

項目	コード
電気通信業務用	CCC
公共業務用	PUB
放送事業用	BCS
実験試験用	EXP
アマチュア業務用	ATC
一般放送用	GBC
簡易無線業務用	CRA
一般業務用	GEN
基幹放送用	BBC

2　基幹放送の種類コード

項目	コード
中波放送	BMF
短波放送	BR
短波放送（国際放送）	IBR
短波放送（中継国際放送）	RIB
超短波放送	BFM
超短波放送（外国語放送）	FFM
超短波放送（コミュニティ放送）	CFM
超短波放送（臨時目的放送）	EFM
超短波放送（デジタル放送）	DFM
超短波文字多重放送	FCM
超短波文字多重放送（有料放送を含む。）	PFC